

労働保険事務組合事務処理規約

第 1 章 総 則

(目 的)

第 1 条 この規約は、定款第 4 条第 2 号の規定により静岡 S R 経営労務センター（以下「本事務組合」という。）が労働保険の保険料の徴収等に関する法律（以下「法」という。）第 4 章及び石綿による健康被害の救済に関する法律（以下「石綿健康被害救済法」という。）第 38 条第 2 項並びに同条第 3 項の規定により準用する法第 34 条、第 35 条（第 4 項を除く）及び第 36 条の規定に基づき、労働保険事務組合として組合員の委託を受けて労働保険事務及び一般拠出金事務（以下「労働保険事務等」という。）を処理する方法及びその処理に関して生ずる本事務組合、本事務組合に労働保険事務等を委託した組合員（以下「事業主会員」という。）及び事業主会員であって労働者災害補償保険法（以下「労災保険法」という。）第 4 章の 2 の規定による特別加入の承認を受けている組合員（以下「特別会員」という。）の責任を定めることを目的とする。

第 2 章 労働保険関係事務処理の委託

(労働保険関係等事務の委託)

第 2 条 本事務組合が、委託を受けて処理する労働保険事務等は、労災保険法の規定による保険給付金の請求書等の記載事項に関する証明及び雇用保険法の規定による日雇労働被保険者に関する事務等を除き、事業主会員が事業主として処理すべき労働保険事務等の一切とする。

- 2 事業主会員が、本事務組合に労働保険事務等の処理を委託しようとするときは、前項に規定する労働保険事務等の一切の処理を委託するものとする。
- 3 第 1 項の事務の他「石綿による健康被害の救済に関する法律」に基づく一般拠出金の申告、納付に関する事務。
- 4 事業主会員が、本事務組合に労働保険事務等の処理を委託しようとするときは、会員社会保険労務士を通じて行なわなければならない。

(委託事務の手続)

第 3 条 事業主会員は、本事務組合に労働保険事務等の処理を委託しようとするときは、本事務組合に労働保険事務等委託書（組様式第 1 号）及び誓約書（別紙第 1）を提出しなければならない。

- 2 本事務組合は、前項の労働保険事務等委託書の提出を受けたときは、直ちに受託の可否を当該事業主会員に通知するものとする。
- 3 本事務組合は、労働保険事務等の処理を受託したときは、「労働保険事務等処理委託事業主名簿（様式第 16 号（第 68 条関係）・様式第 4 号（第 2 条の 7 関係）」に所定の事項を記載し、労働保険事務組合事務処理規約を当該事業主会員に交付するものとする。
- 4 労災保険法第 4 章の 2 の規定に基づき特別加入をしようとする事業主会員は、特別加入申請書を本事務組合に提出しなければならない。

第 3 条の 2 社会保険労務士会員は、本事務組合に入会するに当たり誓約書（別紙第 2）を提出しなければならない。

(委託の解除及び特別加入からの脱退)

第 4 条 本事務組合又は事業主会員が、労働保険事務等の処理の委託を解除しようとするときは、7 日前までに労働保険事務等委託解除通知書（組様式第 11 号）によって本事務組合又は事業主会員に通知しなければならない。

- 2 特別会員が、労働保険事務の処理の委託を解除しようとするときは、あらかじめ次条の規定

する手続きを行い、静岡労働局長の承認を受けなければならない。

- 3 本事務組合は、事業主会員が法令又はこの規約に違反したときは、労働保険事務等の処理の委託を解除することができる。

(特別加入からの脱退手続)

- 第 5 条 事業主会員が、労災保険法第 33 条第 1 号及び第 2 号に掲げる者を包括して労災保険の保険給付を受けることができる者とし、しないことを希望する場合、同法第 35 条第 3 項の規定により同法第 33 条第 3 号又は第 5 号に掲げる者の団体が、労災保険に係る保険関係を消滅させることを希望する場合又は同法第 36 条第 2 項の規定により準用する同法第 34 条第 2 項の規定により同法第 33 条第 6 号又は第 7 号に掲げる者を労災保険の保険給付を受けることができる者とし、しないことを希望する場合には、特別加入脱退申請書を本事務組合に提出しなければならない。

第 3 章 事務処理の方法

(賃金総額等の報告)

- 第 6 条 事業主会員は、次の各号に掲げる事項を、労働保険料等算定基礎賃金等の報告（組機様式第 5 号）により、毎年 4 月中の本事務組合の指定する日までに本事務組合に報告しなければならない。

- (1) 事業の概要

- (2) 使用労働者について前年度中（前年 4 月 1 日から本年 3 月 31 日まで）に支払った賃金の総額及び本年度中に支払う賃金総額の見込額

- (3) 前年度中に使用した 1 ヶ月平均使用労働者数

- (4) 特別加入している者がある場合には、その者につき本年度に希望する給付基礎日額

- (5) その他本事務組合が必要と認める事項

- 2 本事務組合が、静岡労働局歳入徴収官からメリット事業にかかる労災保険率及び静岡労働局長から特別加入者にかかる給付基礎日額に関する通知を受けたときは、「労働保険料等徴収及び納付簿（様式第 17 号（第 68 条関係）・様式第 5 号（第 2 条の 7 関係）」に所定の事項を記載し、速やかに当該事業主会員に通知するものとする。

(一括有期事業等の報告)

- 第 7 条 法第 7 条の規定により有期事業の一括扱いを受ける事業に係る事業主会員は、次の各号に掲げる事項をそれぞれの事業の開始した翌月 5 日までに、本事務組合に報告しなければならない。

- (1) 事業の名称及び事業場の所在地

- (2) 予定される事業の期間

- (3) 建設の事業にあつては、請負金額並びに発注者の氏名又は名称及び住所

- (4) 立木の伐採の事業にあつては、素材の見込み生産量並びに立木の所有者の氏名、又は名称及び住所

(被保険者の異動等に関する報告)

- 第 8 条 事業主会員は、その使用労働者についての雇用保険の被保険者の資格の得喪、転出入、氏名変更等の異動（以下「被保険者の異動」という。）又は事業主会員についての事業主の名称変更、氏名変更等の異動（以下「事業主の異動」という。）に関する公共職業安定所長に対する届書を作成するに必要な事実をその届書の提出期限の 5 日前までに本事務組合に報告しなければならない。

- 2 事業主会員は、雇用保険被保険者証（以下「被保険者証」という。）の交付を受けている者について前項の規定による被保険者の資格の取得、転入及び氏名の変更の通知を行うときは、被保険者証を提出しなければならない。

- 3 本事務組合が第 1 項の通知を受けたときは、「雇用保険被保険者関係届出事務等処理簿（様式第 18 号）（第 68 条関係）」（以下「事務等処理簿」という。）に所定の事項を記載するもの

とする。

- 4 本事務組合が、公共職業安定所長から被保険者の異動又は事業主の異動に関する通知を受けたときは、事務等処理簿に所定の事項を記載し、速やかに当該事業主会員に通知するものとする。この場合には、遅滞なく事務等処理簿にその年月日を記載し、当該組合員の氏名を記入させるものとする。
- 5 本事務組合が、雇用保険法施行規則第 10 条第 1 項、第 2 項及び第 12 条第 1 項の規定により被保険者証の交付又は返付を受けたときは、速やかに当該被保険者を使用する事業主会員に被保険者証を送付するものとする。

(離職証明書に関する報告)

- 第 9 条 事業主会員は、その使用する被保険者が離職した場合は、雇用保険被保険者離職証明書（以下「離職証明書」という。）を作成するに足る事実及び当該被保険者が雇用保険被保険者離職票（以下「離職票」という。）の交付を希望する旨又は希望しない旨を本事務組合に報告しなければならない。
- 2 本事務組合は、離職証明書を作成するに足る事実及び離職票の交付を希望する旨又は希望しない旨の通知を事業主会員から受けたときは、その旨を事務等処理簿に記載するものとする。
 - 3 本事務組合が、雇用保険被保険者資格喪失届に離職証明書を添えて公共職業安定所長に提出し離職票の交付を受けたときは、速やかに当該離職者に当該離職票を送付するものとする。ただし、当該離職者を使用していた事業主会員を通じて交付することを妨げない。
 - 4 本事務組合が、離職票を交付したときは、事務等処理簿にその交付した年月日を記載するものとする。
 - 5 本事務組合は、離職票の交付を希望しなかった離職者がその後離職票の交付を希望したため、離職証明書を交付したときは、当該離職者を雇用していた事業主会員にその旨を通知するとともに、事務等処理簿に所定の事項を記載するものとする。

(労働保険料の納付に関する事項)

- 第 10 条 本事務組合は、事業主会員から第 6 条の報告を受けたときは、前年度の確定保険料、当年度概算保険料及び一般拠出金を算定し、納付すべき労働保険料及び一般拠出金（以下「労働保険料等」という。）を保険料等納入通知書（組様式第 7 号（甲））により事業主会員に通知するものとする。
- 2 前項の規定による通知を受けた事業主会員は、当該納付すべき労働保険料を本事務組合の指定する期日までに本事務組合に交付しなければならない。
 - 3 本事務組合は、前項の規定による労働保険料等の交付を受けた場合には、事業場別「労働保険料等徴収及び納付簿」に労働保険料等の額及び受領年月日を記載するものとする。
 - 4 本事務組合は、第 6 条の規定による報告を受け第 2 項の規定による労働保険料等の交付を法定納期前に受けた場合は法定納期限までに、法定納期後に受けた場合は、直ちに所定の保険料・拠出金申告書を作成し、その全額を政府に納付するものとする。
 - 5 本事務組合は、委託組合員から交付された労働保険料等その他の徴収金について第 3 期分までを政府に納付したときは、その旨を当該委託組合員に通知するものとする。

(納入告知を受けた場合の事務)

- 第 11 条 本事務組合は、事業主会員が法施行規則第 38 条第 5 項又は石綿則第 2 条の 5 第 5 項の規定による納入の告知を受けたときは、「労働保険料等徴収及び納入簿」に納入告知にかかる事項を記載するとともに、その納入告知書に指定された納期限の 10 日前までに、事業主会員にその納入告知書を送付するものとする。
- 2 納入告知書の送付を受けた事業主会員は、納入告知書に指定された納期限の 5 日前までに、納入告知にかかる金額を納入告知書に添えて本事務組合に交付しなければならない。

(督促を受けた場合の事務)

- 第 12 条 本事務組合は、事業主会員について法第 27 条第 1 項又は石綿健康被害救済法第 38 条第 1 項

の規定により準用する法第 27 条第 1 項の督促状を受けたときは、「労働保険料等徴収及び納付簿」に所定の事項を記載するとともに、督促状に指定された期限の 7 日前までに、督促状を添付し、納入通知書により当該事業主会員に通知するものとする。

2 前項の通知を受けた事業主会員は、督促状の指定納期限の 5 日前までに、督促状の労働保険料等を本事務組合に交付しなければならない。

(延滞金の通知を受けた場合の事務)

第 13 条 本事務組合は、事業主会員が法第 28 条第 1 項の規定による延滞金の納入通知を受けたときは、徴収及び納付簿に納入通知にかかる事項を記載するとともに、速やかに事業主会員にその納付書を送付するものとする。

2 前項の通知を受けた事業主会員は、速やかに納入通知にかかる金額を納付書に添えて本事務組合に交付しなければならない。

(交付金の納付)

第 14 条 本事務組合は、第 11 条第 2 項、第 12 条第 2 項及び前条第 2 項の規定による労働保険料その他の徴収金を指定期限内に交付を受けた場合は指定期日までに、指定期限後に交付を受けた場合は、直ちにその金額を国に納付するものとする。

(領収書の交付)

第 15 条 本事務組合は、第 10 条、第 11 条、第 12 条及び第 13 条に規定する場合において事業主会員から労働保険料等の交付を受けたときは、領収書（組様式第 8 号）を、速やかに発行し、「労働保険料等徴収及び納付簿」に所定の事項を記載するものとする。

(領収書控等の保存)

第 16 条 本事務組合は、事業主会員から労働保険料その他の徴収金の交付を受け、これを政府に納付したことを証する「領収書（控）」、「納付書・領収証書」等を 3 年間保存するものとする。

第 4 章 事務組合の責任

(労働保険料等の納付責任)

第 17 条 事業主会員が労働保険料等その他の規定による徴収金の納付のため、金銭を本事務組合に交付したときは、本事務組合はその金額の限度で政府に対してそれらの納付の責を負うものとする。

2 法第 21 条第 1 項又は第 28 条第 1 項又は石綿健康被害救済法第 38 条第 1 項の規定により準用する法第 21 条第 1 項若しくは第 28 条第 1 項に基づきの規定によって、政府から追徴金又は延滞金を徴収される場合において、その徴収について次条又は第 17 条に規定の事由があるときは、本事務組合は、その金額の限度で政府に対する徴収金の納付の責を負うものとする。

(追徴金の納付責任)

第 18 条 本事務組合は、次の各号に掲げる場合は、追徴金の納付の責を負うものとする。

- (1) 事業主会員が前年度中に支払った賃金の総額等第 6 条第 1 項にかかる保険料・拠出金申告書を作成するに足る事実を報告したにもかかわらず、申告期限を超過し、政府により法第 19 条第 4 項又は石綿健康被害救済法第 38 条第 1 項の規定により準用する法第 19 条第 4 項に基づき確定保険料又は一般拠出金の認定決定を受けた追徴金を徴収される場合
- (2) 前号に掲げる場合のほか、本事務組合の責に帰すべき事由によって追徴金が徴収される場合

(延滞金の納付責任)

第 19 条 本事務組合は、次の各号に掲げる場合は、延滞金の納付の責を負うものとする。

- (1) 事業主会員が、督促状の指定納期限の5日前までに、労働保険料等を本事務組合に交付したにもかかわらず、本事務組合が指定納期限までにその労働保険料等を政府に納付しないため、延滞金を徴収される場合
- (2) 第12条第1項の規定に違反して、本事務組合が指定納期限の7日前までに、その事業主会員に督促の通知を行わなかったために、督促状の指定納期限までに納付ができず、そのため延滞金を徴収される場合
- (3) 前2号に掲げるもののほか、本事務組合の責に帰すべき事由によって生じた延滞金を徴収される場合

第 5 章 手 数 料

(手数料の額)

第20条 本事務組合は、労働保険事務組合の業務を運営するため、事業主会員から定款第38条第3項のとおり手数料を徴する。

(手数料の納入)

第21条 事業主会員は、その年度の概算保険料及び一般拠出金を本事務組合に交付するときは、あわせて手数料を納付しなければならない。

第 6 章 会 計

(労働保険事務組合労働保険料特別会計、労働保険事務組合一般拠出金特別会計及び労働保険事務組合一般会計)

第22条 本事務組合は、定款第36条の規定に基づき、労働保険事務組合労働保険料特別会計、労働保険事務組合一般拠出金特別会計及び労働保険事務組合一般会計を設けるものとする。

(労働保険事務組合労働保険料特別会計及び労働保険事務組合一般拠出金特別会計の収入・支出)

第23条 労働保険事務組合労働保険料特別会計及び労働保険事務組合一般拠出金特別会計においては、本事務組合が事業主会員から交付を受けた労働保険料その他の徴収金、法第19条6項又は石綿健康被害救済法第38条第1項の規定により準用する法第19条第6項に基づく政府からの還付金を収入とし、政府に納付した労働保険料その他の徴収金及び事業主会員から受け入れた労働保険料その他の徴収金の超過額、返還金を支出とする。

- 2 本事務組合は、第10条第2項、第11条第2項、第12条第2項及び第13条第2項の規定による労働保険料等の交付及び交付された労働保険料等の国への納付、又は事業主会員への還付、若しくは納期限までの間の保管のための専用口座を設けるものとする。
- 3 前項の規定による専用口座は、次の金融機関とする。

金融機関名	預金種別	口座番号	口座名義人名
静岡銀行 しずはた支店	普 通	7 1 3 2	会 長 ○ ○ ○ ○

- 4 本事務組合は、労働保険料等その他の徴収金の交付を受けた場合、直ちに納付するときのほかは、前項の専用口座に預託するものとする。
- 5 本事務組合は、労働保険料等その他の徴収金のために事業主会員から交付を受けた金銭を、その目的以外に使用しないものとする。
- 6 本事務組合は、本条第3項に規定する専用口座に預託された労働保険料等その他の徴収金(預金利子を除く)は、政府に納付し又は事業主会員に還付するときのほかは、これを引き出さないものとする。

7 本事務組合は、事業主会員の労働保険料等その他の徴収金の納付のため本事務組合に交付した金銭が、納付すべき労働保険料等その他の徴収金の額を超過している場合には、超過分の金額を当該事業主会員に返還するものとする。但し、当該事業主会員の承認によって未納の労働保険料等その他の徴収金に充当することができるものとする。

(労働保険事務組合一般会計収入・支出)

第 24 条 本事務組合は、労働保険事務組合一般会計においては、第 18 条に規定する手数料、報奨金及び助成金等を収入とし、事務費及びその他の費用を支出とする。

(経理年度)

第 25 条 労働保険事務組合労働保険料特別会計、労働保険事務組合一般拠出金特別会計及び労働保険事務組合一般会計の経理年度は、静岡 S R 経営労務センターの事業年度とする。

(専用口座の預金通帳と印鑑の保管)

第 26 条 本事務組合は、労働保険料等専用口座の預金通帳と印鑑の保管責任者をそれぞれ別の者に別途定めるものとする。

(監 査)

第 27 条 本事務組合は、毎年 1 回又は随時に労働保険事務等処理及び労働保険料等の預り金の処理について監事等の監査を受けるものとする。

第 6 章 報 告

(総代会等への報告)

第 28 条 本事務組合は、毎年 1 回静岡 S R 経営労務センターの総代会等の議決機関において労働保険料等その他の徴収金の徴収、納付状況を報告するものとする。

第 7 章 個人情報の保護

(個人情報の保護)

第 29 条 事業主会員及びその使用労働者に係る本事務組合が保有する個人情報の漏えい・滅失又はき損等を防止するため、個人情報の保護を徹底しなければならない。個人情報保護の徹底を図るために必要な事項は、静岡 S R 経営労務センターの総代会等の議決機関の承認を経て別に定める。

附 則

(承 認)

第 1 条 本事務組合は、この規約について静岡 S R 経営労務センターの総代会等の議決機関の承認を得るものとする。

(施行期日)

第 2 条 この規約は、静岡 S R 経営労務センターが労働保険事務組合として労働局長の認可を受けた日から施行する。

第 3 条 本規約第 3 条の 2 にかかる誓約書は改定日現在在籍する社会保険労務士会員も提出するものとする。

2 平成 22 年 6 月 18 日一部改定する。

附 則

1. 本規約は、平成 28 年 1 月 6 日から一部改定する。
2. 本規約は、令和 3 年 12 月 16 日から一部改定する。

労働保険事務組合
静岡SR経営労務センター
会 長 ○ ○ ○ ○ 殿

誓 約 書

私（当社・当法人）は労働保険事務組合静岡SR経営労務センターの事業主会員として、下記事項を誠実に履行することを誓約いたします。

万一、履行できなかった場合には、貴センターのいかなる処分に対しても異議を申しません。

記

1. 事業主会員会費及び手数料は、貴センター指定期日までに納付いたします。
2. 労働保険の年度更新に係る「労働保険料算定基礎賃金の報告」「労働保険料算定基礎賃金の報告・一括有期事業総括表（一括有期事業報告書を含む）」を貴センター指定の期日までに提出いたします。
3. 「労働保険料（石綿一般拠出金を含む）」の納付については貴センター指定期日までに納付いたします。なお、万一滞納となった場合には、担当社会保険労務士と緊密な連絡をとり、事態の速やかな解決に努めます。
4. 労働保険料等が滞納となった場合は貴センターの行う措置に従います。

令和 年 月 日

所 在 地

名 称

代 表 者 名

印

電 話 番 号

F A X 番 号

担当 社会保険労務士

印

労働保険事務組合
静岡SR経営労務センター
会 長 ○ ○ ○ ○ 殿

誓 約 書

私は静岡SR経営労務センター（以下「SR」という。）の社会保険労務士会員として入会するに当たり定款及び諸規程を遵守し下記事項を誠実に履行することを誓約いたします。

万一、履行できなかった場合には、貴SRのいかなる処分に対しても異議を申しません。

記

1. 労働保険の年度更新に係る「労働保険料算定基礎賃金等の報告」または「労働保険料算定基礎賃金等の報告／一括有期事業総括表（一括有期事業報告書を含む）」をSR指定期日までに必ず提出いたします。
2. 労働保険事務組合に係る、各種書類及び基礎資料その他SRから要請のあった情報に関してはSRの指定した期日までに必ず提出いたします。
3. 私に係る「労働保険料（石綿一般拠出金を含む）及び会費（社会保険労務士法人会費を含む）」は、貴SR指定期日までに納付いたします。
4. 私の担当する委託事業主の「労働保険料（石綿一般拠出金を含む）・事業主会員会費・手数料」（以下「保険料等」という。）納付についてSR指定期日までに納付する義務と重要性を認識し私の責任において事業主会員を指導いたします。
5. 私の担当する委託事業所の保険料等が滞納となった場合は、私の責任のもとに保険料等の納入を督促すると共に納入に最大限の努力をいたします。努力の結果として滞納が継続する場合には解除の手続きをいたします。

令和 年 月 日

事務所所在地

事務所名称
(又は法人名称)

社会保険労務士会員名
(又は代表社員氏名)

電話番号

FAX番号

印